

2026.1.23

当ファンドは、特化型運用を行います。

なかの日本成長ファンド

追加型投信／国内／株式

◆この目論見書により行う「なかの日本成長ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 1 月 22 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 1 月 23 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	： 2026 年 1 月 22 日
発行者名	： なかのアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長 中野 晴啓
本店の所在の場所	： 東京都中央区日本橋兜町 5 丁目 1 番
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。



なかのアセットマネジメント

投資家の皆さんへ

資産所得倍増プランの政策として具現化された新NISA。制度の抜本的拡充により、この国が遅まきながら「資産運用立国化」に向けた国家戦略を明示化したわけです。

その要諦は、私たち生活者のお金が国内産業界の活性化を促して、企業たちがお金に込めた想いに応じ奮起して成長力を取り戻すことにあります。

「なかの日本成長ファンド」は、私たちの強い意志を共有する投資マネーを長期産業資本として投入して、産業界の付加価値創造の成果が長期投資家にリターンとなって享受される！ こうした国内を理想的に循環するインベストメントチェーンのメカニズムをリードする金融機能を先導すべく、将来の日本社会への想いを込めて、皆さまと一緒に長期投資の旅を歩んでいく！ 本格的長期資産育成型ファンドです。

…ひとりでも多くの同志のご参加を心よりお待ちしております！

なかのアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 中野 晴啓

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

一 目 次 一

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	32
第3【ファンドの経理状況】	37
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	59
第三部【委託会社等の情報】	60
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

なかの日本成長ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2026年1月23日から2026年7月23日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

※受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除きます。）

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払取取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

なかの日本成長ファンドは、主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追加型投信		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	
大型株		北米	
中小型株	年4回	欧州	ファミリーファンド
債券		アジア	
一般		オセアニア	
公債		中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ()	日々	エマージング	
不動産投信			ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()		
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
 - (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
 - (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
 - (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
 - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
 - (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
 - (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式
 - ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券
 - ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
 - (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
 - (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
 - (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

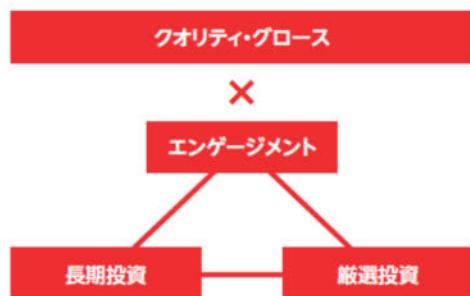
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

■当ファンドは、日本企業の中でも競争力が高く、業績の安定した成長が今後も大きく期待できると確信した企業に絞って投資を行います。こうした企業は、その成長も長期にわたって続くと考えています。私たちはこのような企業を「クオリティ・グロース企業」と定義しています。

■「クオリティ・グロース企業」への投資を行うにあたって、企業との対話(エンゲージメント)を重要視した独自の運用スタイルを貫いています。



01 エンゲージメント

■当ファンドは、投資先企業および投資候補の企業に対して、企業価値の向上を目的とした建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に行ってています。企業との対話を通じて、経営課題や成長戦略に関する理解を深めながら、企業が持続的に成長できるよう寄り添い、企業価値の向上と投資成果の最大化を目指しています。



02 長期投資

- 株式を長期的に保有することで、企業との信頼関係が育まれ、対話の質も高まると考えています。短期的な株価や業績の変動に左右されることなく、企業の本質的な価値創造に集中できる点が長期投資の大きな強みです。
- 資産運用においては、複利の力を最大限に活かすことが重要です。企業が生み出した利益を事業の成長に再投資することで、さらなる成長が生まれます。こうした企業の成長をしっかりと捉えながら、長期的な投資リターンの向上を目指しています。



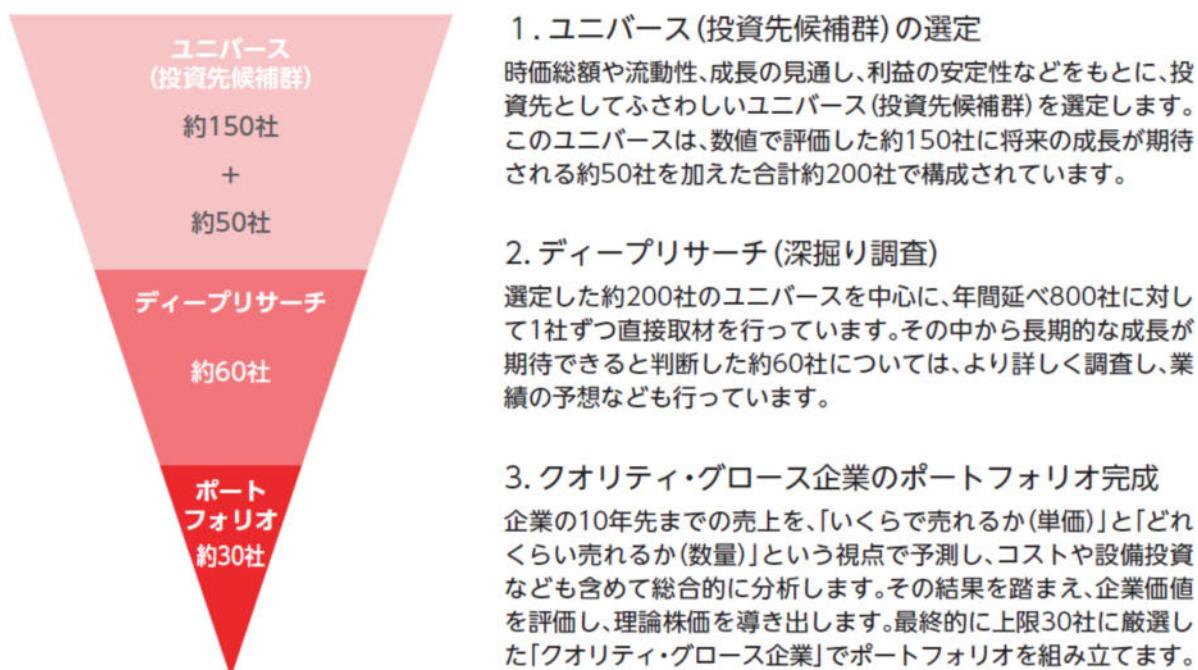
03 厳選投資

- 投資先企業の数を厳選することで、アナリスト一人ひとりが各企業に対して十分な調査と対話を行える体制を整えています。投資先が多すぎると、個々の企業に対する分析の質や対話の深さが損なわれる可能性があるため、厳選投資を基本方針としています。
- 投資先を絞り込むことが、企業理解を深めるだけでなく、ポートフォリオ全体のリスク管理にもつながります。投資先企業の競争優位性や成長力の持続性をしっかりと見極めることで、長期的な安定性を確保し、予期せぬリスクへの耐性を高めることを目指します。



◎ 運用プロセス

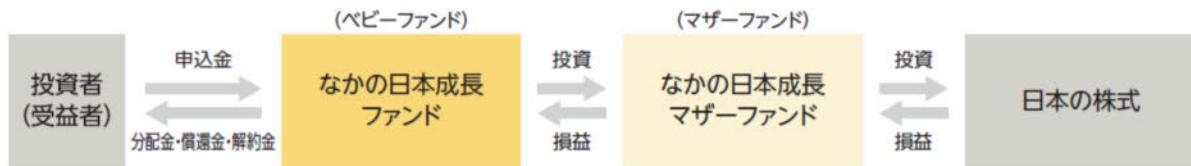
クオリティ・グロース企業 選定3ステップ



◎ ファンドの仕組み

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

ファミリーファンド方式とは、なかの日本成長ファンド(ベビーファンド)の資金をマザーファンドに投資し、マザーファンドが実質的な運用を行う仕組みです。



◎ 主な投資制限

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建て資産への投資は行いません。
- ④デリバティブ取引は行いません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーは信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資家の皆さんへ、私たちの運用に込めた想い

平素より、当ファンドにご投資いただき、誠にありがとうございます。運用チームを代表し、私たちがどのような想いで運用に取り組んでいるのかをお伝えいたします。私たちの運用の根幹にあるのは、「誠実さ」です。これは、皆さまからお預かりした大切な資産を真摯に運用すること、そして、私たちが投資する企業自身が誠実なビジネスを行っていることを意味します。なぜなら、「倫理的で誠実な企業こそが、長期的に成長できる優れた企業である」と、私たちは確信しているからです。

誠実な企業は顧客から信頼を得て、その信頼がブランド価値や収益性の向上につながります。結果として、企業の収益力を示すROE(自己資本利益率)も高まっていきます。私たちは、このROEを投資判断の「ものさし」としています。ROEの水準が高いことを「グロース(成長性)」、安定していることを「クオリティ(質)」の証と捉えています。現在、ポートフォリオ全体の平均ROEは約14%と安定した水準にありますが、私たちはこの状況に満足することなく、さらに引き上げていくことを目指しています。

そのために、投資先企業との対話、すなわち「エンゲージメント」を重視しています。企業の経営陣と深く対話を重ね、共に成長していくための具体的な改善提案を行っています。「クオリティ・グロース」と「エンゲージメント」を両輪とした運用を徹底し、専門性の高いブティックハウスとして、日本の資産運用業界のさらなる発展に貢献できるよう、全力で取り組んでまいります。今後も、私たちの運用方針や活動について、定期的に発信してまいります。引き続き、なかのアセットへのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

運用部長 山本 潤、運用チーム一同

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指數における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする国内の金融取引所に上場している株式等には、寄与度が10%を超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

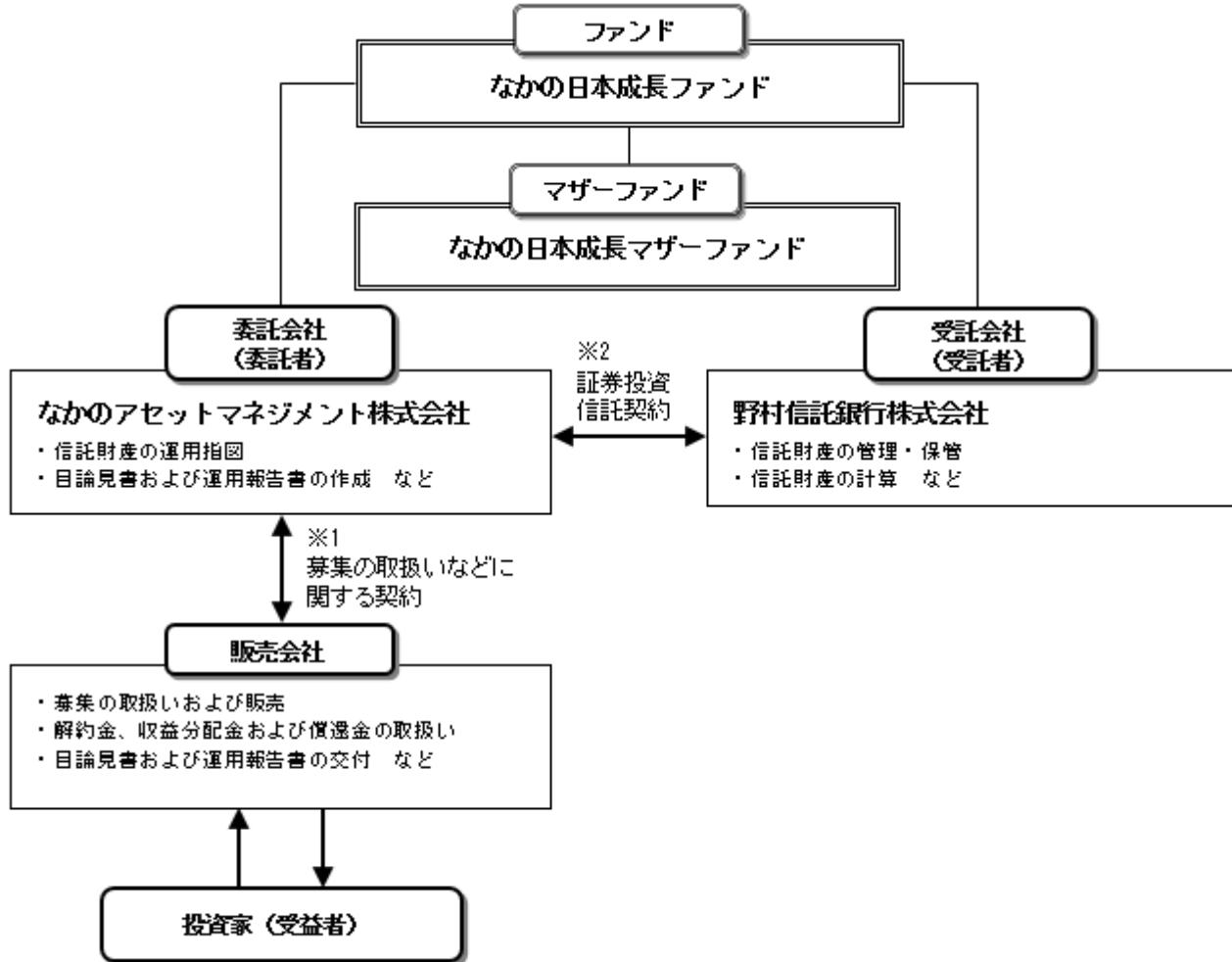
(2) 【ファンドの沿革】

2024 年 4 月 25 日

- #### ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年10月末現在）

1) 資本金

677百万円

2) 沿革

2023年9月1日 なかのアセットマネジメント株式会社設立

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	議決権比率
中野 晴啓	東京都中央区	4,000 株	50.2%
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番地 70号シーズンテラス	30,000 株	15.1%
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13番1号	30,000 株	15.1%
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9 番2号	25,000 株	12.5%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① なかの日本成長マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ② なかの日本成長マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

＜なかの日本成長ファンド＞

なかの日本成長マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形

ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、なかのアセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された、なかの日本成長マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書

- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- 10) コマーシャル・ペーパー

- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

- 17) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 18) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

- 19) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

- 20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 18) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 16) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 16) の証券または証書のうち2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

＜なかの日本成長マザーファンド＞

我が国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形

ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

16) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

17) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 18) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって18)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および16)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および16)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

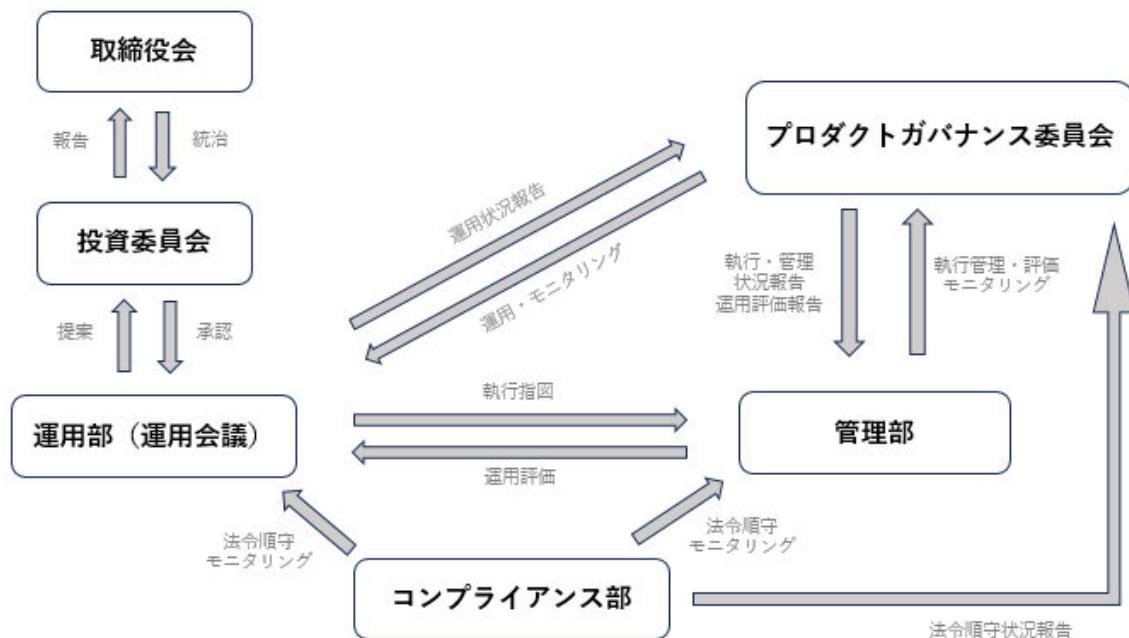
＜なかの日本成長マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	我が国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>② 主としてボトムアップ・リサーチによって、長期間の保有を前提として厳選した銘柄で構成されるポートフォリオを構築します。</p> <p>③ 株式の組入比率の合計は、高位に維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>④ デリバティブ取引は行いません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	なかのアセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。

＜運用業務フロー図＞



※上記体制は2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜なかの日本成長ファンド＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 3) 外貨建て資産への投資は行いません。
- 4) デリバティブ取引は行いません。
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- 7) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 有価証券の貸付けの指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) イ) の1.～3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 9) 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーは信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- 10) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜なかの日本成長マザーファンド＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建て資産への投資は行いません。
- 4) デリバティブ取引は行いません。
- 5) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 7) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 8) 有価証券の貸付けの指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) イ) の1.～3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 9) 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナーは信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

④ 集中投資リスク

当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<収益分配金に関する留意点>

- ① 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ② 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ③ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<その他の留意点>

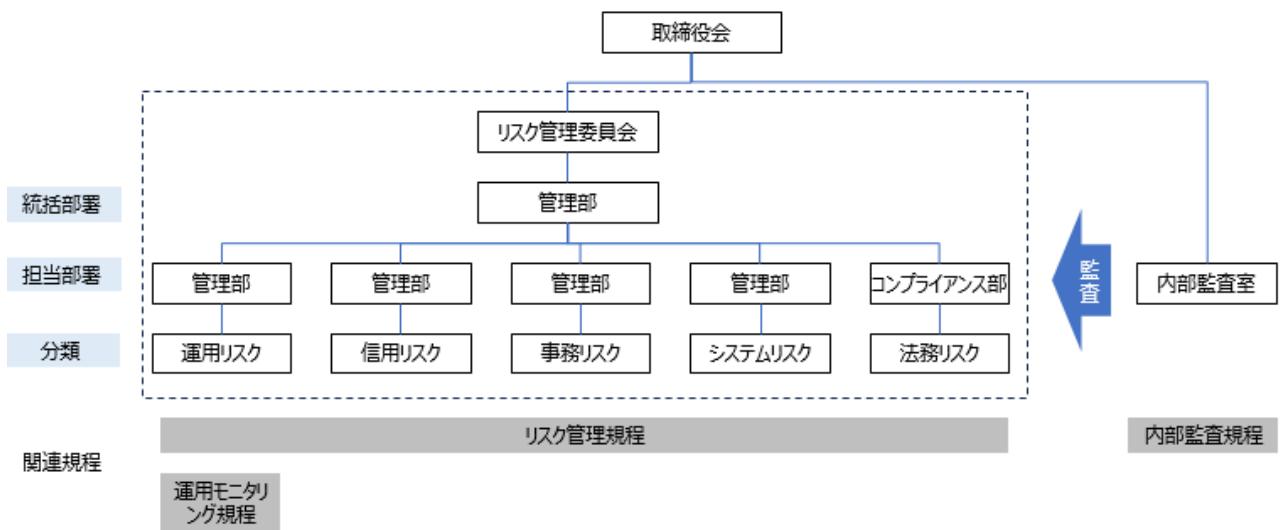
- ① ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあります。その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。
- ④ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入出の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- ⑤ 法令、税制ならびに投資規制等は、今後、変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。

委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。

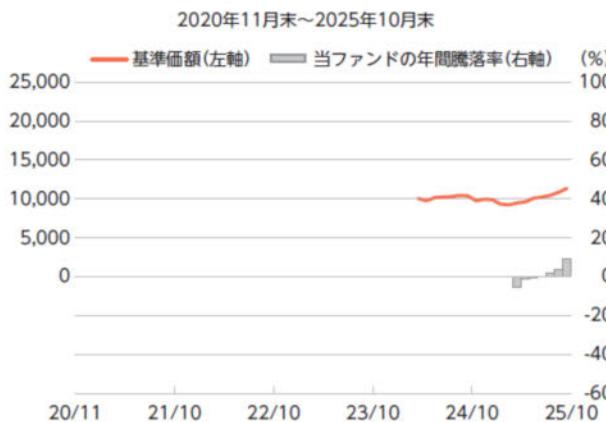
- ・委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するため、①運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性リスク管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



※上記体制は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

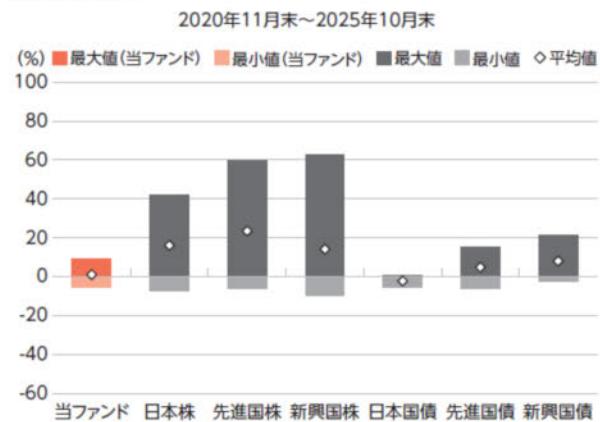


*分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*当ファンドは、ファンド設定後5年間を経過していないため、年間騰落率は、2025年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	(%)
最大値	9.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5	
最小値	△ 5.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7	
平均値	1.0	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0	

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年11月から2025年10月の5年間(当ファンドは2025年4月から2025年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したもので。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、年率 1.1%（税抜 1.0%）を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率/税抜）は、以下の通りとします。

信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.582%	0.388%	0.03%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(3) 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに有価証券の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

※なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

※監査に要する費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。

※「その他の手数料等」については運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

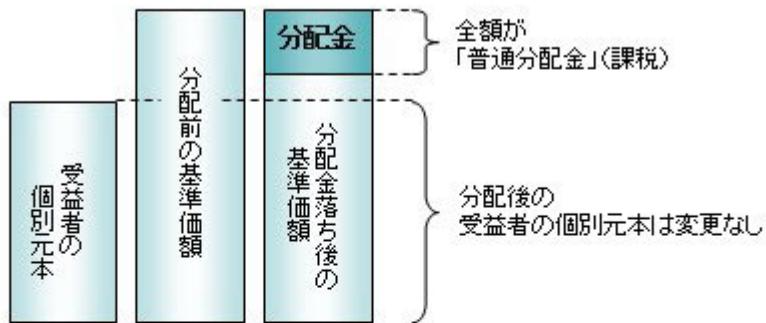
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

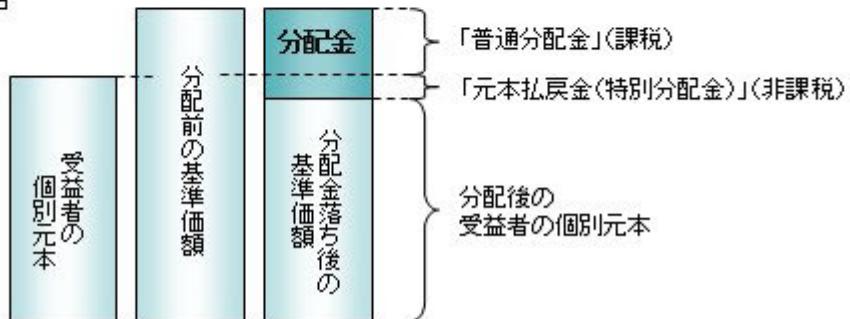
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 10 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2024年4月25日～2025年4月24日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.10%	1.10%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【なかの日本成長ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 10 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,729,796,653	99.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,216,128	0.17
合計(純資産総額)		3,736,012,781	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	なかの日本成長マザーファンド	3,241,610,163	0.9421	3,054,179,531	1.1506	3,729,796,653	99.83

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.83
合計	99.83

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2025年4月24日)	2,841	2,841	0.9263	0.9263
2024年10月末日	2,584	—	1.0381	—
11月末日	2,520	—	0.9745	—
12月末日	2,635	—	0.9955	—
2025年1月末日	2,650	—	0.9872	—
2月末日	2,577	—	0.9308	—
3月末日	2,651	—	0.9241	—
4月末日	2,907	—	0.9474	—
5月末日	3,008	—	0.9614	—
6月末日	3,213	—	1.0100	—
7月末日	3,242	—	1.0229	—
8月末日	3,355	—	1.0460	—
9月末日	3,519	—	1.0849	—
10月末日	3,736	—	1.1346	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2024年4月25日～2025年4月24日	0.0000
当中間期	2025年4月25日～2025年10月24日	—

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2024年4月25日～2025年4月24日	△7.37
当中間期	2025年4月25日～2025年10月24日	20.57

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2024年4月25日～2025年4月24日	3,578,549,014	511,442,093
当中間期	2025年4月25日～2025年10月24日	605,974,108	383,838,300

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

なかの日本成長マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 10 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	3,696,959,700	99.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	32,900,161	0.88
合計(純資産総額)		3,729,859,861	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日立製作所	電気機器	39,300	3,557.00	139,790,100	5,318.00	208,997,400	5.60
日本	株式	荏原製作所	機械	44,000	2,069.44	91,055,360	4,131.00	181,764,000	4.87
日本	株式	味の素	食料品	40,700	2,883.00	117,338,100	4,373.00	177,981,100	4.77
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	41,000	2,801.23	114,850,430	4,332.00	177,612,000	4.76
日本	株式	扶桑化学工業	化学	33,400	3,390.00	113,226,000	5,120.00	171,008,000	4.58
日本	株式	信越化学工業	化学	33,700	3,963.44	133,568,053	4,655.00	156,873,500	4.21
日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	89,100	1,571.52	140,022,936	1,729.50	154,098,450	4.13
日本	株式	島津製作所	精密機器	36,600	3,646.79	133,472,745	4,150.00	151,890,000	4.07
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	23,800	4,377.70	104,189,434	6,342.00	150,939,600	4.05
日本	株式	三井不動産	不動産業	94,000	1,408.17	132,368,668	1,601.50	150,541,000	4.04
日本	株式	神戸物産	卸売業	40,900	3,954.77	161,750,291	3,577.00	146,299,300	3.92
日本	株式	朝日インテック	精密機器	57,800	2,195.22	126,883,937	2,447.00	141,436,600	3.79
日本	株式	村田製作所	電気機器	41,300	2,134.04	88,135,852	3,392.00	140,089,600	3.76
日本	株式	コスマス薬品	小売業	18,700	8,562.95	160,127,243	6,899.00	129,011,300	3.46
日本	株式	日本電子	電気機器	24,800	4,624.41	114,685,523	5,202.00	129,009,600	3.46
日本	株式	ロート製薬	医薬品	53,600	2,377.00	127,407,200	2,389.00	128,050,400	3.43
日本	株式	ダイキン工業	機械	6,900	16,549.31	114,190,253	17,975.00	124,027,500	3.33
日本	株式	ジャストシステム	情報・通信業	24,500	3,475.53	85,150,485	4,985.00	122,132,500	3.27
日本	株式	東宝	情報・通信業	13,400	8,011.00	107,347,400	9,056.00	121,350,400	3.25
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	77,400	1,627.55	125,972,717	1,560.00	120,744,000	3.24
日本	株式	ツムラ	医薬品	30,700	3,871.58	118,857,550	3,575.00	109,752,500	2.94
日本	株式	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	サービス業	60,200	1,532.50	92,256,500	1,817.50	109,413,500	2.93
日本	株式	中外製薬	医薬品	15,200	6,877.87	104,543,631	7,049.00	107,144,800	2.87
日本	株式	シスメックス	電気機器	58,300	2,485.55	144,907,690	1,727.00	100,684,100	2.70
日本	株式	レーザーテック	電気機器	3,200	13,977.75	44,728,800	28,410.00	90,912,000	2.44
日本	株式	カカクコム	サービス業	31,400	2,521.01	79,159,920	2,749.00	86,318,600	2.31
日本	株式	東亜建設工業	建設業	30,000	2,350.20	70,506,149	2,366.00	70,980,000	1.90
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	21,900	1,253.50	27,451,650	1,730.50	37,897,950	1.02

□. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	1.90
		食料品	4.77
		化学	8.79
		医薬品	9.25
		ガラス・土石製品	4.05
		機械	8.20
		電気機器	23.73
		輸送用機器	3.24
		精密機器	7.86
		情報・通信業	6.53
		卸売業	3.92
		小売業	3.46
		その他金融業	4.13
		不動産業	4.04
		サービス業	5.25
合計			99.12

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

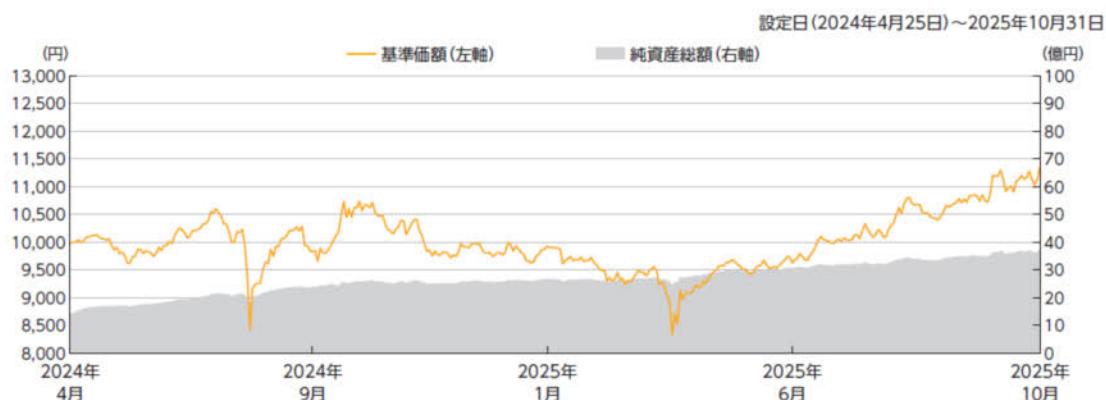


運用実績

2025年10月末現在

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,346円 純資産総額 37億円



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

● 主要な資産の状況

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	組入比率
1 日立製作所	電機・精密	5.6%
2 荘原製作所	機械	4.9%
3 味の素	食品	4.8%
4 ソニーグループ	電機・精密	4.8%
5 扶桑化学工業	素材・化学	4.6%
6 信越化学工業	素材・化学	4.2%
7 日本取引所グループ	金融(除く銀行)	4.1%
8 島津製作所	電機・精密	4.1%
9 日本特殊陶業	建設・資材	4.0%
10 三井不動産	不動産	4.0%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

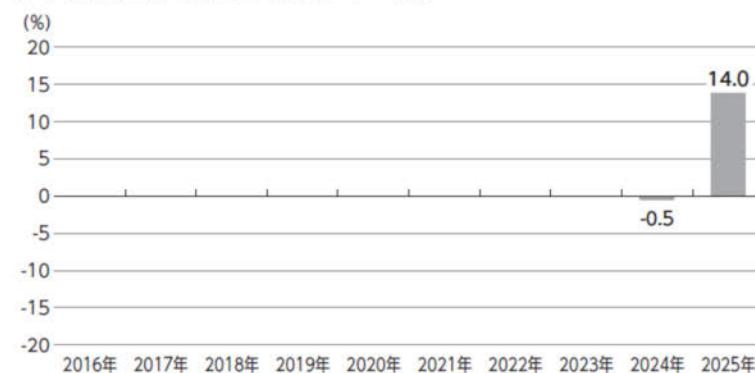
業種別比率

業種	比率
1 電機・精密	31.9%
2 情報通信・サービスその他	11.9%
3 医薬品	9.3%
4 素材・化学	8.9%
5 機械	8.3%
6 建設・資材	6.0%
7 食品	4.8%
8 金融(除く銀行)	4.2%
9 不動産	4.1%
10 商社・卸売	4.0%

※「業種別比率」はTOPIX17業種の分類で区分しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

● 年間收益率の推移(暦年ベース)



・当ファンドにはベンチマークはありません。

・年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

・2024年は設定日(4月25日)から12月末までの收益率です。2025年は10月末までの收益率です。

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年4月24日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>と<分配金受取りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

※<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（6）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消すことができるものとします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2 【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（3）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

※受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除きます。）

（5）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（6）解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

（8）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取消することができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

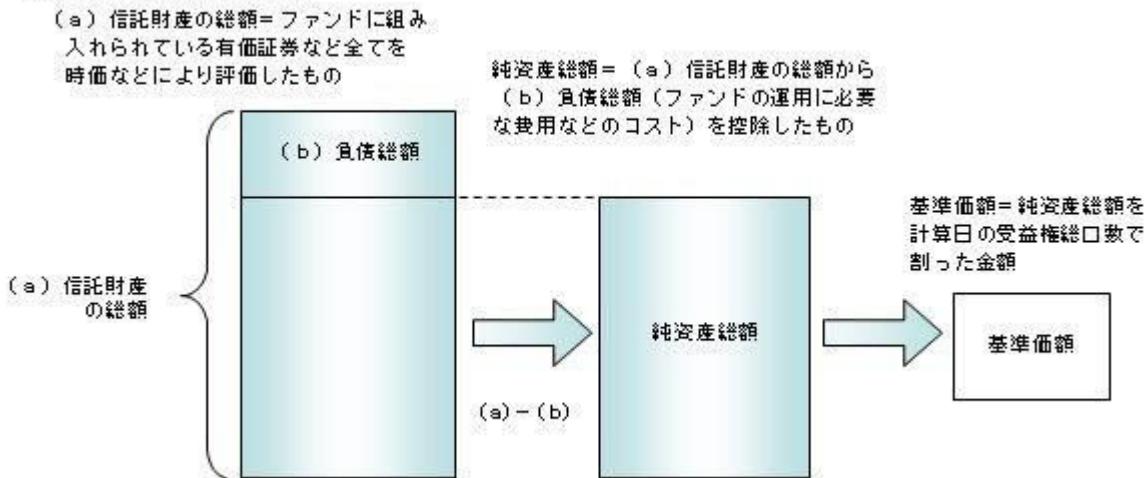
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

なかのアセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-3662-1401

※受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除きます。）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2024年4月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

毎年4月25日から翌年4月24日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

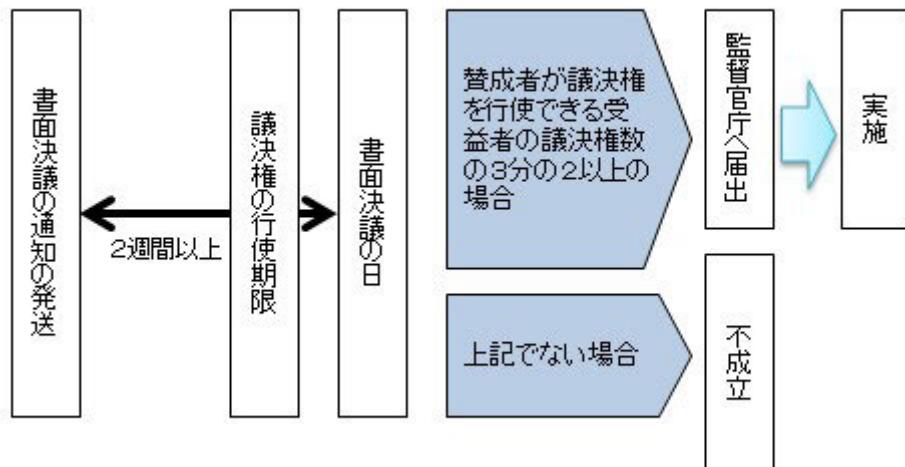
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができますため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 他の受益者の氏名または名称および住所
- 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第29条により、2024年4月25日(設定日)から2025年4月24日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2024年4月25日(設定日)から2025年4月24日まで)の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月1日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 米 永 隆 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、なかの日本成長ファンドの2024年4月25日から2025年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかの日本成長ファンドの2025年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実

- 施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【なかの日本成長ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期
2025年4月24日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	28,575,697
親投資信託受益証券	2,827,260,372
未収利息	274
流動資産合計	2,855,836,343
資産合計	2,855,836,343
負債の部	
流動負債	
未払解約金	440,449
未払受託者報酬	431,758
未払委託者報酬	13,960,051
流動負債合計	14,832,258
負債合計	14,832,258
純資産の部	
元本等	
元本	3,067,106,921
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△226,102,836
（分配準備積立金）	16,721,069
元本等合計	2,841,004,085
純資産合計	2,841,004,085
負債純資産合計	2,855,836,343

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期
自 2024年4月25日
至 2025年4月24日

営業収益	
受取利息	52,252
有価証券売買等損益	△157,897,310
営業収益合計	△157,845,058
営業費用	
受託者報酬	778,143
委託者報酬	25,159,786
営業費用合計	25,937,929
営業利益又は営業損失（△）	△183,782,987
経常利益又は経常損失（△）	△183,782,987
当期純利益又は当期純損失（△）	△183,782,987
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,878,537
期首剩余金又は期首次損金（△）	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,212,656
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,212,656
剩余金減少額又は欠損金増加額	49,411,042
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	49,411,042
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△226,102,836

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2025年4月24日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,445,780,328円 2,132,768,686円 511,442,093円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,067,106,921口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	226,102,836円
4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9263円 (9,263円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	16,721,069円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円
C 収益調整金額	2,487,086円
D 分配準備積立金額	一円
E 当ファンドの分配対象収益額	19,208,155円
F 当ファンドの期末残存口数	3,067,106,921口
G 10,000口当たり収益分配対象額	62円
H 10,000口当たり分配金額	一円
I 収益分配金額	一円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、運用部門から独立した運用リスクを管理する部門において、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、プロダクトガバナンス委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、定期的にプロダクトガバナンス委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2025年4月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△159,361,825
合計	△159,361,825

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	なかの日本成長マザーファンド	3,028,342,301	2,827,260,372	
	合計	3,028,342,301	2,827,260,372	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「なかの日本成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託受益証券の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

なかの日本成長マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年4月24日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	578,256
コール・ローン	45,514,450
株式	2,758,681,150
未収入金	28,146,843
未収配当金	22,772,500
未収利息	436
流動資産合計	2,855,693,635
資産合計	2,855,693,635
負債の部	
流動負債	
未払金	28,580,485
流動負債合計	28,580,485
負債合計	28,580,485
純資産の部	
元本等	
元本	3,028,342,301
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△201,229,151
元本等合計	2,827,113,150
純資産合計	2,827,113,150
負債純資産合計	2,855,693,635

注記表

(重要な会計方針に関する事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年4月24日現在
1. 元本の推移 期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの一部解約元本額 元本の内訳※ なかの日本成長ファンド 合計	2024年4月25日 1,445,780,328円 1,656,504,594円 73,942,621円 3,028,342,301円 3,028,342,301円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,028,342,301口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	201,229,151円
4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9336円 (9,336円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年4月25日 至 2025年4月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、運用部門から独立した運用リスクを管理する部門において、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、プロダクトガバナンス委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、定期的にプロダクトガバナンス委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年4月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2024年4月25日 至 2025年4月24日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△159,514,548
合計	△159,514,548

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ヤクルト本社	41,200	2,924.00	120,468,800	
味の素	44,700	2,883.00	128,870,100	
信越化学工業	31,800	3,923.00	124,751,400	
扶桑化学工業	33,400	3,390.00	113,226,000	
ロート製薬	53,600	2,377.00	127,407,200	
ツムラ	31,200	4,290.00	133,848,000	
日本特殊陶業	16,700	4,270.00	71,309,000	
荏原製作所	58,800	2,068.50	121,627,800	
ダイキン工業	6,000	15,985.00	95,910,000	
日立製作所	43,000	3,557.00	152,951,000	
オムロン	10,400	4,187.00	43,544,800	
ソニーグループ	45,000	3,528.00	158,760,000	
シスメックス	40,200	2,650.00	106,530,000	
イリソ電子工業	28,300	2,501.00	70,778,300	
日本電子	20,000	4,496.00	89,920,000	
浜松ホトニクス	51,900	1,253.50	65,056,650	
村田製作所	50,100	2,141.00	107,264,100	
島津製作所	25,800	3,638.00	93,860,400	
朝日インテック	53,900	2,194.00	118,256,600	
オロ	23,900	2,397.00	57,288,300	
ジャストシステム	24,300	3,375.00	82,012,500	
東宝	15,300	8,011.00	122,568,300	
神戸物産	20,900	4,092.00	85,522,800	
コスモス薬品	13,100	8,654.00	113,367,400	
三井不動産	87,400	1,412.00	123,408,800	
カカクコム	9,700	2,487.00	24,123,900	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	34,600	3,065.00	106,049,000	
合計	915,200		2,758,681,150	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年總理府令 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間（2025 年 4 月 25 日から 2025 年 10 月 24 日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年1月9日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 米永 隆司

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、なかの日本成長ファンドの2025年4月25日から2025年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかの日本成長ファンドの2025年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月25日から2025年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又

は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【なかの日本成長ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間 2025年4月24日現在	当中間計算期間 2025年10月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,575,697	46,069,662
親投資信託受益証券	2,827,260,372	3,665,554,711
未収利息	274	441
流動資産合計	2,855,836,343	3,711,624,814
資産合計	2,855,836,343	3,711,624,814
負債の部		
流動負債		
未払解約金	440,449	20,193,197
未払受託者報酬	431,758	538,330
未払委託者報酬	13,960,051	17,406,047
流動負債合計	14,832,258	38,137,574
負債合計	14,832,258	38,137,574
純資産の部		
元本等		
元本	3,067,106,921	3,289,242,729
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△226,102,836	384,244,511
（分配準備積立金）	16,721,069	14,827,149
元本等合計	2,841,004,085	3,673,487,240
純資産合計	2,841,004,085	3,673,487,240
負債純資産合計	2,855,836,343	3,711,624,814

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年4月25日 至 2024年10月24日	当中間計算期間 自 2025年4月25日 至 2025年10月24日
営業収益		
受取利息	11,421	43,860
有価証券売買等損益	71,847,842	626,794,339
営業収益合計	71,859,263	626,838,199
営業費用		
受託者報酬	346,385	538,330
委託者報酬	11,199,735	17,406,047
営業費用合計	11,546,120	17,944,377
営業利益又は営業損失（△）	60,313,143	608,893,822
経常利益又は経常損失（△）	60,313,143	608,893,822
中間純利益又は中間純損失（△）	60,313,143	608,893,822
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	555,988	38,302,462
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	△226,102,836
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,177,880	39,755,987
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,177,880	25,947,917
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	13,808,070
剩余金減少額又は欠損金増加額	11,002,976	-
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	11,002,976	-
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金（△）	49,932,059	384,244,511

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間 2025年4月24日現在	当中間計算期間 2025年10月24日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,445,780,328円 2,132,768,686円 511,442,093円	3,067,106,921円 605,974,108円 383,838,300円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,067,106,921口	3,289,242,729口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	226,102,836円	一円
4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9263円 (9,263円)	1.1168円 (11,168円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間 2025年4月24日現在	当中間計算期間 2025年10月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「なかの日本成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託受益証券の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

なかの日本成長マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年4月24日現在 2025年10月24日現在

資産の部		
流動資産		
金銭信託	578,256	-
コール・ローン	45,514,450	434,546
株式	2,758,681,150	3,640,914,300
未収入金	28,146,843	-
未収配当金	22,772,500	24,330,800
未収利息	436	4
流動資産合計	2,855,693,635	3,665,679,650
資産合計	2,855,693,635	3,665,679,650
負債の部		
流動負債		
未払金	28,580,485	-
流動負債合計	28,580,485	-
負債合計	28,580,485	-
純資産の部		
元本等		
元本	3,028,342,301	3,237,264,604
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	△201,229,151	428,415,046
元本等合計	2,827,113,150	3,665,679,650
純資産合計	2,827,113,150	3,665,679,650
負債純資産合計	2,855,693,635	3,665,679,650

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年4月24日現在	2025年10月24日現在
1. 元本の推移		
期首	2024年4月25日	2025年4月25日
期首元本額	1,445,780,328円	3,028,342,301円
期首からの追加設定元本額	1,656,504,594円	291,301,052円
期首からの一部解約元本額	73,942,621円	82,378,749円
元本の内訳※		
なかの日本成長ファンド	3,028,342,301円	3,237,264,604円
合計	3,028,342,301円	3,237,264,604円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,028,342,301口	3,237,264,604口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	201,229,151円	一円
4. 1口当たり純資産額	0.9336円	1.1323円
(10,000口当たり純資産額)	(9,336円)	(11,323円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年4月24日現在	2025年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2025 年 10 月 31 日現在です。

【なかの日本成長ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	3, 742, 119, 660円
II 負債総額	6, 106, 879円
III 純資産総額 (I - II)	3, 736, 012, 781円
IV 発行済口数	3, 292, 857, 780 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1. 1346円

(参考)

なかの日本成長マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	3, 800, 366, 010円
II 負債総額	70, 506, 149円
III 純資産総額 (I - II)	3, 729, 859, 861円
IV 発行済口数	3, 241, 610, 163 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1. 1506円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年10月末現在

資本金	677,500,000円
発行可能株式総数	250,000株
発行済株式総数	113,250株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2023年9月29日	172,500,000円（50,000,000円）
2023年11月30日	322,500,000円（172,500,000円）
2023年12月26日	472,500,000円（322,500,000円）
2024年2月9日	477,500,000円（472,500,000円）
2024年2月29日	627,500,000円（477,500,000円）
2024年5月24日	677,500,000円（627,500,000円）

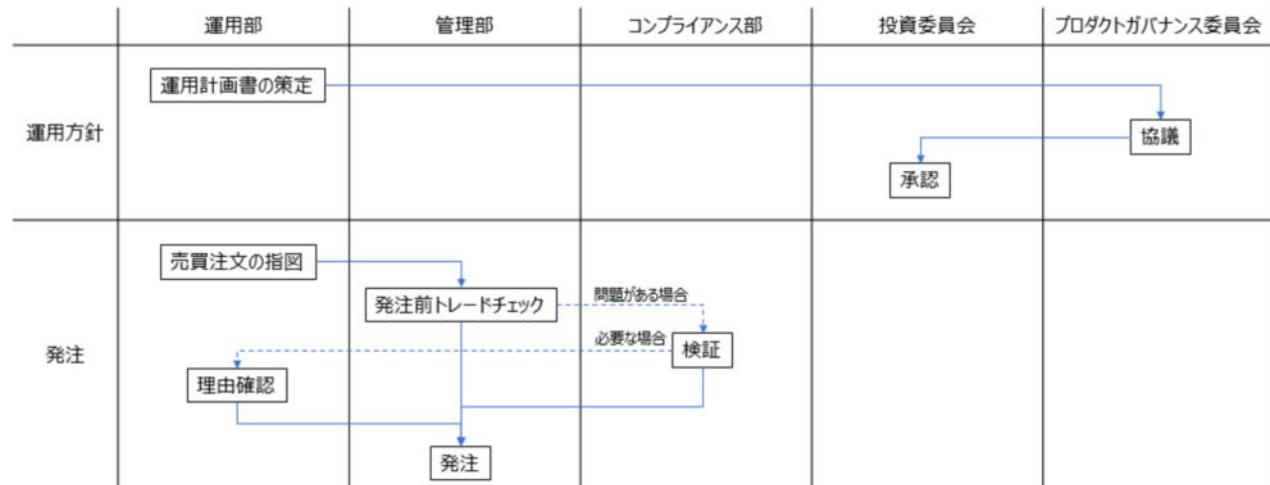
(2) 会社の意思決定機関（2025年10月末現在）

・取締役会

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役、かつ1名以上の監査役で構成されます。取締役及び監査役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とします。

(3) 運用の意思決定プロセス（2025年10月末現在）



2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・2025年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2	6,951
合計	2	6,951

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を受けております。

また、第 3 期事業年度に係る中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 米 永 隆 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前

提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月19日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 米 永 隆 司
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企

業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,011,379	811,948
未収委託者報酬	-	18,171
未収消費税等	2,974	11,212
その他流動資産	2,040	5,097
流動資産合計	1,016,394	846,429
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	※ 1	5,072
有形固定資産合計	5,072	4,379
無形固定資産		
ソフトウエア	458	358
無形固定資産合計	458	358
投資その他の資産		
差入保証金	3,150	3,566
投資その他の資産合計	3,150	3,566
固定資産合計	8,680	8,303
繰延資産		
創立費	505	390
繰延資産合計	505	390
資産合計	1,025,580	855,124
負債の部		
流動負債		
未払金	936	7,670
未払手数料	-	7,268
その他未払金	936	401
未払費用	14,623	21,299
預り金	795	4,580
未払法人税等	3,869	4,316
流動負債合計	20,224	37,866
負債合計	20,224	37,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	627,500	677,500
資本剰余金		
資本準備金	455,000	505,000
資本剰余金合計	455,000	505,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△77,144	△365,241

利益剰余金合計	△77,144	△365,241
株主資本合計	1,005,355	817,258
純資産合計	1,005,355	817,258
負債・純資産合計	1,025,580	855,124

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	-	31,942
営業収益計	-	31,942
営業費用		
支払手数料	-	79,322
広告宣伝費	-	17,323
その他営業費用	-	1,787
営業費用計	-	98,433
一般管理費		
給料	33,551	134,461
役員報酬	16,800	43,350
給与手当	16,751	91,111
法定福利費	4,514	19,258
旅費交通費	2,091	8,099
租税公課	3,638	6,448
賃借料	354	14,835
業務委託費	10,568	27,461
支払手数料	8,365	-
諸会費	6,489	-
諸経費	3,031	9,885
一般管理費計	72,607	220,452
営業損失	72,607	286,942
営業外収益		
受取利息	1	506
雑収入	91	760
営業外収益計	92	1,267
営業外費用		
株式交付費	4,008	350
繰延資産償却費	66	114
原状回復費用	-	929
営業外費用計	4,075	1,393
経常損失	76,590	287,069
税引前当期純損失	76,590	287,069
法人税、住民税及び事業税	554	1,027
法人税等合計	554	1,027
当期純損失	77,144	288,097

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	
当期変動額							
新株の発行	627,500	455,000	455,000	-	-	1,082,500	
当期純損失	-	-	-	△77,144	△77,144	△77,144	
当期変動額合計	627,500	455,000	455,000	△77,144	△77,144	1,005,355	
当期末残高	627,500	455,000	455,000	△77,144	△77,144	1,005,355	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	627,500	455,000	455,000	△77,144	△77,144	1,005,355	
当期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000	-	-	100,000	
当期純損失	-	-	-	△288,097	△288,097	△288,097	
当期変動額合計	50,000	50,000	50,000	△288,097	△288,097	△188,097	
当期末残高	677,500	505,000	505,000	△365,241	△365,241	817,258	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
器具備品	828千円	3,286千円
有形固定資産合計	828千円	3,286千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	概要
普通株式	-	103,250	-	103,250	

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	概要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	-	10,000	-	10,000	注1
合計	103,250	10,000	-	113,250	

（注1）A種優先株式の発行済株式の増加10,000株は、第三者割当による新株の発行であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託の運用業を営んでおります。

当社の余資運用については預金等に限定しております。

デリバティブ取引については行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、預入先金融機関の信用リスクにさらされていますが、健全性規制を充足する金融機関をその預入先とすることとしており、そのリスクは極めて軽微であります。

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払手数料は投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理の担当所管部署を管理部、責任者を管理部長とし、リスク管理の有効性の確認はコンプライアンス部が行っております。リスク管理委員会及び取締役会はリスク管理全般について責任を負い、リスク管理の方針の策定、リスク管理体制の整備を推進しており、以下のプロセスにてリスク管理を行っております。

- ① 担当所管部署は、リスクの把握及び分析を行っております。リスクの測定は、必要に応じて定量・定性の両面から行っております。
- ② 担当所管部署は、リスク管理状況を四半期毎にリスク管理委員会に報告しております。ただし、経営に重大な影響を与える事項については随時各リスクを統括管理する管理部へ報告しております。管理部は報告事案について検証を行い、必要に応じてリスク管理委員会に報告しております。
- ③ リスク管理委員会は、担当所管部署からの報告を基に、関係する諸規程が明確に定められているか、適切な見直しが行われているかといったリスク管理体制の有効性等について検討し、その一層の充実を図っております。
- ④ 内部監査室は、各部署のリスク管理体制の有効性について監査し、結果について取締役会に報告、必要に応じて是正勧告等を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

当事業年度（2025年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、未収消費税等、未払手数料、預り金、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	-千円
なかの世界成長ファンド	-千円

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	21,149千円
なかの世界成長ファンド	10,793千円

(1) 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	9,737 円 10 銭	6,946 円 81 銭
1 株当たり当期純損失 金額	1,523 円 84 銭	2,790 円 29 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	1,005,355 千円	817,258 千円
純資産の部の合計額 から控除する金額	-千円	100,000 千円
(うち種類株式の 払込金額)	-千円	100,000 千円
普通株式に係る 期末の純資産額	1,005,355 千円	717,258 千円
1 株当たり純資産額の 算定に用いられた 期末の普通株式の数	103,250 株	103,250 株

3. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純損失	77,144 千円	288,097 千円
普通株式に 帰属しない金額	-千円	-千円
普通株式に係る 当期純損失	77,144 千円	288,097 千円
普通株式の 期中平均株式数	50,625 株	103,250 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		673,323
未収委託者報酬		21,905
未収消費税等	※1	4,660
その他流動資産		2,078
流動資産計		701,968
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	※2	4,482
有形固定資産合計		4,482
無形固定資産		
ソフトウエア		308
無形固定資産合計		308
投資その他の資産		
差入保証金		3,566
投資その他の資産合計		3,566
固定資産合計		8,357
繰延資産		
創立費		333
繰延資産合計		333
資産合計		710,658
負債の部		
流動負債		
未払金		8,762
未払手数料		8,762
未払費用		19,667
預り金		2,648
未払法人税等		3,104
流動負債合計		34,182
負債合計		34,182
純資産の部		
株主資本		
資本金		677,500
資本剰余金		
資本準備金		505,000
資本剰余金合計		505,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△506,023
利益剰余金合計		△506,023
株主資本合計		676,476

純資産合計	676, 476
負債・純資産合計	710, 658

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	22,451
営業収益計	22,451
営業費用	
支払手数料	39,244
広告宣伝費	7,032
その他営業費用	1,611
営業費用計	47,888
一般管理費	
給料	71,104
役員報酬	23,500
給料・手当	47,603
法定福利費	9,824
業務委託費	19,124
不動産賃借料	6,588
租税公課	3,254
旅費交通費	2,938
諸経費	3,488
一般管理費計	116,323
営業損失	
	141,760
営業外収益	
受取利息	316
雑収入	768
営業外収益計	1,084
営業外費用	
繰延資産償却費	57
営業外費用計	57
経常損失	
	140,733
税引前中間純損失	140,733
法人税、住民税及び事業税	48
法人税等合計	48
中間純損失	140,781

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	677,500	505,000	505,000	△365,241	△365,241	817,258	817,258
当中間期変動額							
中間純損失				△140,781	△140,781	△140,781	△140,781
当中間期変動額合計				△140,781	△140,781	△140,781	△140,781
当中間期末残高	677,500	505,000	505,000	△506,023	△506,023	676,476	676,476

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

		当中間会計期間（2025年9月30日）
器具備品		4,655千円
有形固定資産合計		4,655千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	摘要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	10,000	-	-	10,000	
合計	113,250	-	-	113,250	

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（2025年9月30日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収消費税等、差入保証金、未払手数料、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内。但し差入保証金は18か月。）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	15,244千円
なかの世界成長ファンド	7,207千円

(1) 株当たり情報

当中間会計期間
(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1株当たり純資産額 5,583円30銭

1株当たり中間純損失金額 1,363円50銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額 676,476千円

純資産の部の合計額から控除する金額 100,000千円

(うち種類株式の払込金額) 100,000千円

普通株式に係る期末の純資産額 576,476千円

一株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 103,250株

3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失 140,781千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株主に係る中間純損失 140,781千円

普通株式の期中平均株式数 103,250株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

なかの日本成長ファンド

約　　款

なかのアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

なかの日本成長マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① なかの日本成長マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ないます。

② なかの日本成長マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建て資産への投資は行いません。

④ デリバティブ取引は行いません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

(1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
なかの日本成長ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、なかのアセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第16条第1項、同条第2項および第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託をおこなったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項及び第43条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については5000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）

を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③ 委託者は、基準価額を適切に計算し確定するものとします。
- ④ 委託者は、基準価額の計算事務を、自らの責任において、受託者その他の第三者（以下「計算委託先」といいます。）に委託することができます。
- ⑤ 受託者は、前項に基づき計算事務の委託を受けるか否かにかかわらず、本信託の信託事務として基準価額を計算し、委託者に提供するものとします。
- ⑥ 委託者は、第3項の責任を果たすため、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、財産評価方法、計算方法、計算に必要な情報の取得方法その他の基準価額の計算および委託者に対する計算結果の提供に必要な事務処理の詳細の定め（以下「事務取扱要領」といいます。）を作成し、必要に応じてこれを改訂した上、その都度、計算委託先および受託者にこれを交付するものとします。
- ⑦ 委託者は、事務取扱要領の作成または改訂にあたっては、基準価額の計算において計算委託先および受託者に裁量判断の余地が残らないように事務処理の内容を特定するものとし、かつ、事務取扱要領の内容について計算委託先および受託者から事前に同意を得るものとします。
- ⑧ 受託者は、第5項に基づく信託事務の処理に際しては、事務取扱要領を遵守する限りにおいて、基準価額の適切性に関し責任を負わないものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第10条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下、総称して「販売会社」といいます。）は、第6条

第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるものの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 15条 委託者は、信託金を、主として、なかのアセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された、なかの日本成長マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券 (マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能 (市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。) な投資信託証券 (以下「上場投資信託証券」といいます。) を除きます。) とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属すると見なした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券 (上場投資信託を除きます。) の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条、第15条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等 (金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条、第15条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすことができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を

行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナーは信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第 21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な

行為にかかる業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 22条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 24条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29条 この信託の計算期間は、毎年4月25日から翌年4月24日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年4月24日までとします。

- ② 前項のただし書きにかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第 30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② ただし、信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第 32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100（税抜）の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、販売会社との積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 儻還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金につ

いては前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 39条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が10億円を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場

合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこと はできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第 47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第 48条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://nakano-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2024年4月25日

委託者 なかのアセットマネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社



なかのアセットマネジメント